

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

◇ 告 示

目 次
保険医療機関等の指定
保険医の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

計量器の定期検査の実施

入会林野整備計画の適否の決定

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(五件)

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

都市計画事業の認可(三件)

◇ 選挙告示

選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第三百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
綾産婦人科医院	鳥取市弥生町一三一	昭和五十二年五月十二日
柴田皮膚科医院	鳥取市二階町二丁目一五	八日
竹内内小児科医院	鳥取市本町五丁目二〇二	一日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	十五日
吉田一陽堂 駅前薬局	鳥取市永楽温泉町一六三	十二日
浅井薬局	鳥取市寿町八二五	"
谷口薬局(株)	倉吉市瀬崎町二七三八の一四	"

上林薬局	東伯郡赤碓町西仲町一三三七	〃
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	〃 二日
トーゴ薬局(株)	倉吉市山根五八二一二	〃
徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七一三	〃

鳥取県告示第三百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中 桐 善 康	鳥医第二、一六一号	昭和五十二年四月二十一日

鳥取県告示第三百八十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第

三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六一	昭和五十二年五月二日
トーゴ薬局(株)	倉吉市山根五八二一二	〃
徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七一三	〃

鳥取県告示第三百八十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の中出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
鳥取大学医学部 附属病院	米子市西町三六の一	全国(東京都並びに神奈川県及び藤沢市並びに厚木市(歯科に係る療養の給付に係る)を除く)	昭和五十二年 五月一日

鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町 三六二	全国	二日
トーゴ薬局 有限会社	倉吉市山根 五八二一二	"	"
徳岡外科医院	倉吉市八屋 一七七一三	"	"

鳥取県告示第三百八十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石 上 順 子	鳥取県三四七号	昭和五十二年四月七日
清 川 優 子	" 三四八号	" 十三日
長 瀬 立 藏	" 三四九号	" 十八日
山 田 芳 子	" 三五〇号	"
中 桐 善 康	鳥国医第二、一六一号	" 二十一日

鳥取県告示第三百八十五号

計量法(昭和二十六年法律第二百七十号)第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十二年六月二十日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十三年三月三十一日まで

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 間 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

六月二十日 午前十時から
午後三時まで 米子市 米子市彦名公民館

" 二十一日	"	"	崎津公民館
" 二十二日	"	"	大篠津公民館
" 二十三日	"	"	和田公民館
" 二十七日	"	"	富益公民館
" 二十八日	"	"	夜見公民館
" 二十九日	"	"	成徳公民館
" 三十日	"	"	巖公民館

鳥取県告示第三百八十六号

岩美郡岩美町大字本庄四八四番地の七本庄入会林野整備組合組合長池口久男から申請のあつた本庄入会林野整備計画については、昭和五十二年四月一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

本庄入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年五月十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十七号

昭和五十二年三月十五日付けで東鴨土地改良区から申請のあつた新たにしようとする土地改良（東鴨地区区画整理）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年五月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市下大江一八三番二地 東鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十八号

昭和五十二年四月十二日付けで日南町から申請のあつた土地改良（神福地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年五月十八日から二十日間の

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十九号

中山町から申請のあつた町営土地改良(塩津地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(野田地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十一号

関金町から申請のあつた町営土地改良(山口地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良(杉谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十三号

江府町から申請のあつた町営土地改良(美用地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十四号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(岩本地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月十二日認可したので、同法第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十五号

昭和五十二年四月十五日付けで東伯町から申請のあつた岩本地区岩本谷工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年五月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・七号元魚町公園

三 事業施行期間

昭和五十二年五月十七日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市元魚町二丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第三百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・四十一号城北公園

三 事業施行期間

昭和五十二年五月十七日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市松並町二丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第三百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・四十二号美萩野公園

三 事業施行期間

昭和五十二年五月十七日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市美萩野二丁目地内

使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和五十二年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十二年五月十七日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院議員通常選挙について